

狛江市子どもの権利条例（前文）

（子どもからのメッセージ）

私たちは、自分のやりたいことを自分で決めて、それに挑戦できるような環境を望んでいます。そのために、できるようになるのをゆっくり見守り、ときにはどうすれば良いのか一緒に考えて欲しいと思っています。そして、できない理由を聞いてきたり、心配し過ぎたりせず、応援して欲しいと願っています。子どもを信頼してバトンを渡してくれる大人でいてください。

私たちのことを決めるときに、大人ばかりで話を進めるのではなく、私たちの声にも耳を傾けてください。

強い言い方をしたり決めつけて否定したりすることなど、自分が言われて嫌なことを私たちにも言わないでください。大人や他の子と比べることなく一人ひとりの子どもである「私」を見て尊重して欲しいです。

狛江市が犯罪のない安心で安全なまちになることを願っています。そして、道でごみやたばこを捨てたりしないように、まちを大切にしてください。私たちは大人の背中を見えています。

私たちには、自分のペースで学んだり、公園で自由に遊んだり、やりたいときに好きなことができる環境が必要です。ときには、休む時間や場所も必要です。また、味方になってくれる大人がいて、とても嬉しいです。

良いところや頑張っているところを見つけて褒めてくれること、好きなことを応援してくれることが私たちを元気づけます。

（市・大人からのメッセージ）

基本的人権は、全ての人が生まれながらにして持っている人間らしく生きる権利です。子どもにも大人と等しく基本的な人権が認められること、子どもには成長・発達に応じた子ども特有の権利が認められることは、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」といいます。）、日本国憲法、こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）でも定め

られています。また、子どもの権利条約では、「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」及び「子どもの意見の尊重」の4つの一般原則を定めています。

子どもの権利条約は、それまでの「子どもは大人の保護の客体である」という子ども観（子どもに対する見方）だけではなく、「子どもは大人と同じように権利の主体である」というように子ども観を大きく転換させています。

私たちは、子どもを一人の人間として尊重し、地域全体で子どもを見守りながら、子どもの基本的人権や成長・発達に応じた子ども特有の権利を守ります。子どもの意見、気持ち及び考えを受け止め、子どもとの対話を通じて、子どもにとって最も良いこととは何かを考え、その実現のために子どもとともに努力していきます。

私たちは、子どもが権利の主体としてありのままで暮らすことができ、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちを目指します。子どもは粕江の宝であり、いかなる富をもってしても子どもに優る宝はありません。

私たちは、市全体でこの条例の理念を共有し、実践していくために、私たち大人や子どもの身近な生活の場である粕江という地域においてこの条例を制定します。

中野区子どもの権利に関する条例（前文）

子どもは、権利の主体であり、一人の人間としてその尊厳が尊重され、その権利が保障されます。全ての人は、生まれながらにして幸せに生きるための権利を持っています。この権利は、子どもであることを理由に侵害されることがあってはなりません。

今、いじめや虐待、貧困など困難な状況にある子どもがいます。多様な背景を持ち、それが理解されずに苦しんでいる子どももいます。

子どもにとって、子どもならではの権利が保障されることも大切です。私たちは、だれ一人取り残すことなく、全ての子どもが幸せに生きていけるよう子どもの権利を保障します。私たちは、子どもの命と健康を守り、その成長を応援します。私たちは、子どもの声に耳をかたむけ、その意見、考え、思いを受け止め、これを尊重し、子どもと一緒に、子どもにとって最も善いことを第一に考えます。

私たちは、子どもをパートナーとして、まち全体で子どもの成長を支え、子どもの権利を保障する、子どもにやさしいまち中野をつくっていきます。子どもにやさしいまちは、全ての人にやさしいまちです。

子どものみなさん、迷うことや困ったことがあったら、周りの大人に相談してみてください。相談をすることは、悪いことではありません。あなたは、一人ではありません。私たち大人は、あなたの意見、考え、思いを受け止め、あなたの立場に寄りそい、あなたにとって最も善いことを一緒に考えます。あなたのことを応援している人がいることを忘れないでください。

日本は、世界の国々と、子どもの権利条約を結んでいます。この条約では、「命を守られ、成長できること」、「意見を表明し、参加できること」、「子どもに関することが行われるときは、その子どもにとって最も善いことが考えられること」、「差別をされないこと」などの子どもの権利を保障することを約束しました。私たちは、この約束を守るため、全力をつくさなければなりません。

ここに、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの今と未来のために、子どもの

権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進することを宣言し、この条例を制定します。

日野市子ども条例（前文）

いつの時代にも子どもは社会の宝であり、日本の尊い「財産」であり、未来への希望です。すべての子どもはかけがえのない存在として、その尊厳は守らなければなりません。

子どもは、より良い環境の中で育てられ、導かれ、守られます。子どもは、自由、幸福を追求する権利をもっています。子どもは、そのおかれている状況により、差別や不利益を受けることがあってはなりません。国籍、民族、言語などにおいて少数の立場の子ども、障害のある子ども、施設で暮らしている子どもは、特に配慮されます。

子どもたちは、「意見は尊重し、最後まで聞いてほしい」、「自分でできる範囲のことは自分で決めたい」という思いをもっています。自分の権利を知り、権利を認め合うことは大切なことです。

おとなは、子どもの力を信頼し、ともに社会をつくっていきます。

おとなは、子どもが健全にすくすくと育っていくことを望んでいます。そして、おとなは、それが実現できる家庭、地域、環境をつくり、子どもの明るい声が響く社会をつくっていきたいと思っています。また、子どもたちが心豊かな人間性を備え、伸び伸びと育っていくために、おとなは自らを見直し、良き手本となるように努め、子どもを分けへだてなく、ときには厳しく、社会に生きるための心得を示すとともに、すべての子どもに対して、社会で生活するルールを身につけて、主体的に判断できるよう、必要な助言、支援、指導を行っていくことが必要です。

一方で、子どもを取りまく環境は、いじめや児童虐待など、子どもがもつ生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利が著しく侵害される事例が増え、子どもの健やかな成長への不安は大きくなっています。日野市は、このような子どもをひとりでも減らし、子どもが健やかに成長できる社会環境をすべての市民とともに全力でつくっていかうと考えます。

日野市と市民は、「児童憲章」（昭和 26 年 5 月 5 日制定）と、「児童の権利に関する

条約」(平成元年 11 月 20 日国際連合総会採択。平成 6 年条約第 2 号)の理念に基づき、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利の保障と擁護を進めるとともに、日野市青少年健全育成基本方針(平成 16 年 2 月 20 日制定)の趣旨を活かしつつ、子どもに一番良い結果をもたらすことを考えるまちをつくるため、「日野市子ども条例」を制定します。

富田林市こどもの権利条例（前文）

（こどもの思い）

私たちこどもは、自分の意見や思いを受け止めてもらえたらうれしいな。

そして、私たちはこんな思いがかなうまちにしたいです。

- ・命が守られ、自分らしく成長したい。
- ・意見や思いを受け止めて向き合ってほしい。間違っているけど、ただ否定するのではなく、理由もちゃんと聞いてほしい。おたがいの意見を交換して、おとなの意見もしっかりと聞きたい。
- ・自分のペースで学びたい。
- ・学校や地域で、気持ちよくすごしたい。
- ・安心して安全に遊んだり、楽しんだり、休んだり、喜んだり、学んだり、経験したい。
- ・いじめや暴力、差別、虐待、ひいき、くらしの差がない、私たちにとってすごしやすい社会になってほしい。
- ・得意なことを活かしたり、リラックスできたり、友達といっしょにいられるような安心できる居場所がほしい。

（おとなへのメッセージ）

おとなのみなさん、私たちこどもをいつも見守ってくれてありがとう。

私たちは、幸せにすごすために、おとなのみなさんにこのようなことを約束してほしいです。

- ・私たちは、色々な個性を持っています。どんなこどもも受け入れ、認めてほしいです。
- ・私たちは、おとなと同じように自分で考えることや意見を伝えることができます。でも、考える時間はください。そして、おとなは意見を聞いてそれをにっこり笑顔で受け止めてほしいです。全部じゃなくていいです。でも、大事なことは聞いてほしいです。そして、ダメなときは理由も教えてください。
- ・私たちが、分かりやすく、楽しめる学習や教育を受けたり、気持ちよく生活したりす

る環境をつくってください。学校じゃなくても学びやすい環境をつくってほしいです。

- 私たちには、好きなことをしたり、一人でゆっくりしたりする時間も必要ということ
を分かってほしいです。おとなだけじゃなくこどももみんな一緒だと思います。
- 私たちが、どんな道を選んでも、認めて、一人ひとりに合わせた応援をしてほしいで
す。失敗しても私たちにとっては宝物です。
- 私たちにいじめや差別、虐待などしないでほしいです。そして、つらいとき、困った
ときのサインを見落とさないで助けてください。
- おとなのみなさんが考えてやってくれたことを、私たちにも分かるように教えてほし
いです。
- 私たちみんなにこどもの権利があります。すべての人にこどもの権利を分かってほし
いです。こどもだけやおとなだけではなく、どちらにも関係する大切なことです。
- おとなの時代とこどもの時代はちがいます。意見をおしつけしないで、こどもにとって、
最もよいことを一緒に考えてください。

（市やおとなの決意）

この条例は、「こどもの声を聴く取組」を通じて、こどもと一緒に作りました。こども
が語ってくれた思いや願いは、かけがえのない宝物です。私たち市やおとなは、この貴
重な声を胸に刻み、こどもとともに歩む決意をします。

すべてのこどもは、今を生きる権利の主体であり、地域社会の一員です。一人ひとり
がありのままの自分で、自分らしく生きることができる大切な存在です。

私たち市やおとなは、こどもの権利を保障するために、このようなことを約束します。

- どのような理由でも差別されることなく、安心して生き、育つことができる環境をつ
くります。
- こどもの意見、考え、気持ち等を真摯に聴き、尊重します。
- こどもの権利を理解し、こどもの最善の利益を第一に考えます。
- こどもが困ったときに、安心して相談できるようにします。
- 一人ひとりのこどもの個性を大切にします。

- ・まち全体でこどもを見守り、支援します。

ここに、日本国憲法、子どもの権利条約およびこども基本法に基づき、こどもとともに、まち全体でこどもの権利を保障するまちづくりを推進し、今と未来のすべてのこどもが、権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることができるまちを実現することをめざし、この条例を制定します。